

# 安靖氷見共同作業所「指定特定相談支援事業」

## 重要事項説明書

この重要事項説明書は、障害者総合支援法に基づき、当事業所と指定特定相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、文書により説明を行うものです。

当事業所の概要や提供する相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおりご説明いたします。

### 1 事業者の概要

名称	特定非営利活動法人 安靖氷見共同作業所
所在地	富山県氷見市阿尾95番地
電話番号	0766-74-5600
代表者氏名	理事長 嶋尾 正人
設立年月日	平成18年11月10日

### 2 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所 平成24年7月1日指定
事業所の名称 (事業所番号)	安靖氷見共同作業所 (1630500039)
事業所の所在地	富山県氷見市阿尾95番地
連絡先	電話番号 0766-74-5600 FAX番号 0766-73-6110
管理者	尾矢 英一
相談支援専門員	林田 知子 東海 有紀 扇谷亜希子
サービスの実施地域	氷見市全域を原則とする
主たる対象者	精神障害者
サービスの種類	指定特定相談支援サービス

### 3 事業の目的及び運営方針

事業の目的	・利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切かつ円滑な指定特定相談支援サービスを提供します。
運営方針	・利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な福祉サービスが多様な事業所等から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 ・地域との結びつきを重視し、市、障害福祉サービス事業者等関係機関との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めます。

### 4 事業所の職員体制

職 種	員 数	常 勤		非常勤	
		専 従	兼 任	専 従	兼 任
管理者	1		1		
相談支援専門員	3	1		2	
相談支援員	1			1	

### 5 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（国民の祝日、8月14日から同月16日まで及び12月29日から1月3日までを除く）
営業時間	9：00～17：00

### 6 当事業所が提供するサービスと利用料金

#### (1) サービス等利用計画の作成

ア 相談支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して利用者の心身の状況、置かれている環境、日常生活全般の状況等の情報を収集し、解決すべき課題を把握します。（アセスメント）

イ 相談支援専門員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握した解決すべき課題に基づき、当該地域における障害福祉サービス事業者のサービスの内容等を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだサービス等利用計画の原案を作成します。

ウ 相談支援専門員は、サービス等利用計画原案で示すサービスの種類、内容、利用料等について、利用者及びその家族に説明し、文書による同意を得ることとします。

エ 相談支援専門員は、完成したサービス等利用計画を利用者又はその家族、福祉サービス担当者に交付します。

#### (2) モニタリング

サービス等利用計画作成後、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等と

継続的に連絡を取り、サービス等利用計画の実施状況を把握するとともに、市町村が決定した期間ごとに利用者等との面接を行うほか、その結果を記録します。(モニタリング)

### (3) サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合又は事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

### (4) 障害者支援施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

## 7 利用料金

### (1) サービス利用料金（特別地域加算 15%適用後の金額）

計画相談支援サービスに関する利用料金は次のとおりですが、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から受領するため利用者の自己負担はありません。(法定代理受領といいます。)

ア サービス利用支援（計画相談）	14,620円
イ 計画相談特地加算	2,190円
ウ 継続サービス利用支援・支援利用援助（モニタリング）	12,110円
エ 特地加算	1,820円
オ モニタリング加算	1,000円

ただし、利用者が償還払いを希望し、事業者が法定代理受領を行わない場合は、計画相談支援給付費の全額をお支払いいただきます。その場合は、支援サービス提供前に、利用者に説明した上で実施いたします。

### (2) 交通費

氷見市にお住まいの方は無料です。

氷見市外にお住まいの方は、担当の相談支援専門員等が訪問するための交通費の実費をいただきます。自動車を使用した場合は、氷見市とそれ以外の地域との境界から訪問先を経由して再び境界に入るまでの距離について、1kmにつき20円を乗じて得た額を交通費として徴収します。

## 8 サービスの利用に関する留意事項

サービスの提供を行う相談支援専門員については、サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します、担当の相談支援専門員が交代する場合は、予め利用者 に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名する事はできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口にご遠慮なくお申し出ください。

## 9 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。ただし、開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。また、保存期間は、指定特定相談支援サービスを提供した日から5年間です。

本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) サービス等利用計画
- (2) アセスメントの記録
- (3) サービス担当者会議等の記録
- (4) モニタリング結果の記録
- (5) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (6) 利用者からの苦情の内容等の記録
- (7) 事故の状況及び事故に際しての対応の記録

## 10 虐待防止のための体制

安靖氷見共同作業所	所在地	氷見市阿尾95番地
	電話番号等	電話番号 0766-74-5600 FAX番号 0766-73-6110
	受付時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00
	相談窓口	林田 知子（相談支援専門員）

## 11 苦情申立てに関する相談窓口

安靖氷見共同作業所	所在地	氷見市阿尾95番地
	電話番号等	電話番号 0766-74-5600 FAX番号 0766-73-6110
	受付時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00
	苦情受付担当者	林田 知子
	苦情解決責任者	尾矢 英一
氷見市福祉介護課	所在地	氷見市鞍川1060番地 氷見市役所内
	電話番号	0766-74-8111
富山県福祉サービス運営適正化委員会	所在地	富山市安住町5-21 サンシップとやま内
	電話番号	076-432-3280

安靖氷見共同作業所 指定特定相談支援事業のサービス提供に当たり、本書面に基  
づいて、重要事項及びサービス利用の説明をいたしました。

年 月 日

事業者	事業所名	安靖氷見共同作業所
	説明者	相談支援専門員
		林 田 知 子 ⑩

私は、本書面に基づいて、事業者から安靖氷見共同作業所 指定特定相談支援事業  
のサービス提供について、重要事項及びサービス利用の説明を受け、同意しました。

年 月 日

利用者	住 所	
	氏 名	⑩